

【研究ノート】

多様化社会において個性に応じた保健体育授業を 可能とする政策立案に向けた基礎的研究

—カナダ・オンタリオ州2015年改訂版保健体育カリキュラムの理念から、
インクルーシブな保健体育の示唆を得る—

Toward an educational policy that allows physical and health education
to meet the differing needs of students in a diverse society:
The Ontario 2015 Health and Physical Education Curriculum

佐野 信子 藤山 新 井谷 聡子

SANO, Nobuko FUJIYAMA, Shin ITANI, Satoko

1. 本稿の目的と方法

東京都渋谷区や世田谷区をはじめとした、一部の自治体による同性パートナーシップ条例の制定や、企業やNPOなどによるLGBT支援の取組など、セクシュアル・マイノリティを取り巻く環境は、2010年代に入って大きく変化している。教育の場面でも例外ではなく、2015年4月に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を发出して、全国の学校に対応を促し、それに引き続く形で2016年4月には、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への対応に際しての具体的な配慮事項などをまとめた資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』を作成・公表した。この他にも、教員有志のグループや当事者を中心とするNPOなどがセクシュアル・マイノリティの基本的な情報を取りまとめた資料集や教職員向けのQ&A集などを作成・配布するなどの取組を行っており、今や教育現場におけるセクシュアル・マイノリティ当事者への対応は、社会的に重要な課題として認識されている。

さらに、2017年度からは、高校で使用される教科書31点でセクシュアル・マイノリティに関する記述が掲載される予定となっている^(注1)。このことにより、教育現場におけるセクシュアル・マイノリティの可視化がさらに進み、対応が必要であるという認識が共有されつつあるといえよう。

その一方で、日本の保健体育科の学習指導要領においては、セクシュアル・マイノリティへの対応は明文化されておらず、その存在が可視化されていない状態にある。そこで本稿では、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないことが明記され、個性に応じた教育が保障されている先行事例として、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラム(Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8)を精査し、その内容から日本の学習指導要領をどのように整えていくことが必要なのか、その示唆を得ることを目的とする。

研究の方法としては、日本における教育とセクシュアル・マイノリティ、特に保健体育科教育とセクシュアル・マイノリティに関する先行研究について概観したのち、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラム、および日本の中学校学習指導要領（平成20年3月、平成22年11月一部改正）について検討を行い、オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムの特徴や基本理念を把握したうえで、日本の中学校学習指導要領への応用可能性を検討する。

II. 教育とセクシュアル・マイノリティに関する日本の動向

1. 先行研究

現在の日本では、保健体育科教育のあり方についてジェンダーやセクシュアル・マイノリティの視点からの検討を行い、インクルーシブな体育・スポーツ環境を整備することが必要な状況にあると言える。しかし、直接的に保健体育科教育とセクシュアル・マイノリティを扱った研究は非常に少なく、そのニーズに応えるだけの十分な蓄積があるとは言えない。

そのような中、風間ほか（2011）やItani（2016）は、学校での体育やスポーツ系の部活動においてセクシュアル・マイノリティ当事者がどのような経験をしてきたのかを、アンケート調査とインタビューによって明らかにしている。また、藤山ほか（2014）は、体育・スポーツを専攻する学生のジェンダー観やセクシュアル・マイノリティに関する認識を調査している。このほか、日本スポーツとジェンダー学会第10回記念大会のラウンドテーブルセッションなどにおいて、体育や学校教育とセクシュアル・マイノリティに関する議論が行われている。

また、保健体育科教育に限らず、教育現場とセクシュアル・マイノリティに関する研究に視野を広げてみると、早い時期からこうした課題に取り組んでいるのが一般社団法人「人間と性」教育研究協議会であり、同協議会の機関紙的な役割を果たしている『季刊セクシュアリティ』誌である。2001年10月発行の第4号で「さまざまな“性”を生きる」というタイトルのもと、初めてセクシュアル・マイノリティに関する特集を組み、教育現場からの報告も3本掲載されている。以降も、継続的に教育とセクシュアル・マイノリティについての論考を掲載している。

さらに、同性愛の子どもたちが学校教育で阻害されてきた要因と、より善い働きかけとはどのようなものであるかを、性教育におけるアプローチを中心に考察した稲葉（2010）や、家庭科の教育実践において、ジェンダー／セクシュアリティに関わる問題がどの領域・分野でどのように展開されているのかを検証した良（2010）、セクシュアル・マイノリティが学校教育と社会でどのようにとりあげられてきたのかという関係について、教科書と新聞記事を通じて検討した松尾（2013）など、教育現場とセクシュアル・マイノリティに関する研究成果をいくつか見出すことができる。セクシュアル・マイノリティ当事者や支援者の団体による調査研究としては、「いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン」が2013年に当事者を対象として実施したWebアンケート結果を取りまとめた『LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）結果報告書』が貴重な資料となっている。このほかにも、セクシュアル・マイノリティ当事者、支援者、研究者、教員など、さまざまな立場の人が、学校での自身の体験や、当事者や教員が直面している課題な

どについて、新聞や雑誌、講演会などにおいて発言するようになってきている。

2. 学習指導要領での扱い

このように、直接に保健体育科教育とセクシュアル・マイノリティを扱った研究は少ないものの、教育現場とセクシュアル・マイノリティにまで視野を広げると、研究と実践の双方からの蓄積が少しずつ積み重ねられていることが分かる。一方で、現行の日本の保健体育科の学習指導要領及び学習指導要領解説においては、セクシュアル・マイノリティへの言及はみられない。その中で、体育理論の「文化としてのスポーツの意義 (p.138)」には、「人々を結びつけるスポーツの文化的な働き (p.139)」として、「スポーツには民族や国、人種や性、障害の有無、年齢や地域、風土といった違いを超えて人々を結びつける文化的な働きがある (p.139)」というように、「スポーツが性の違いを超える」ことが記述されており、ここにジェンダーの視点を見出すこともできよう。しかし、ここではセクシュアル・マイノリティを念頭に置いて「性の違いを超える」と言っているわけではなく、スポーツには男性・女性の枠を乗り越えて人々を結びつける力があるという意味合いで用いられており、性別二元論に基づいた性別観が貫かれていると理解される。そのように理解する要因の一つとして、保健分野の「心身の機能の発達と心の健康 (p.148)」の「生殖にかかわる機能の成熟 (p.150)」において、「異性への関心が高まったりする (p.150)」など、性別二元論と異性愛主義に基づいた記述がなされていることが指摘される。こうしたことから、現在の日本の学習指導要領においては、セクシュアル・マイノリティの存在が明確には想定されていないことが理解される。

III. カナダ・オンタリオ州2015年改訂版保健体育カリキュラムの概要と特徴

ここでは、セクシュアリティなどの個性に応じた教育が保障されている先行事例として、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムの概要と特徴を概観していく。このプロセスにおいては、このカリキュラムの策定に携わった人物や本カリキュラムに基づいて教育を実践している現場の教師などにインタビューを行った^(注2)。

図1はカリキュラムの概要をまとめたものである。このカリキュラムにおいては、Healthy Active Living (健康で活発な生活) を理想的なあり方と考え、それを得るために必要な知識や能力を Living Skills (生きるための能力) と呼んでいる。この Living Skills は、Interpersonal Skills (対人関係の能力)、Personal Skills (個人の能力)、Critical and Creative Thinking Skill (批評的・創造的な考え方の能力) に分けられており、保健体育はこうした Living Skills を身につけることができるよう、カリキュラムが作られている。

この Living Skills に重なる層をなしているのが、それらの能力が生かされた状態を表す部分で、保健体育科教育で学び、身につけた能力により Movement Competence (運動能力) を養い、Healthy Living (健康的な生活)、Active Living (活発な生活) を送ることができるようになることが表されている。

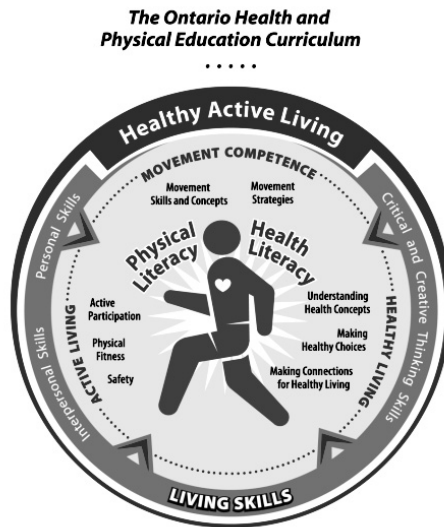


図1 オンタリオ州 保健体育カリキュラムの概要

そして、保健体育の授業を通じて身につけるべき、これらの健康や運動に関する知識や能力を、Literacyという言葉を使って表している。ひとつがPhysical Literacy（身体についてのリテラシー）、もうひとつがHealth Literacy（健康についてのリテラシー）である。つまり、オンタリオ州における保健体育科教育は、Living Skillsを身につけることによって、身体と健康についてのリテラシーを向上させ、Healthy Living（健康的な生活）、Active Living（活発な生活）を送るために必要なMovement Competence（運動能力）を養うことを目的としていることが理解される^(注3)。

次に、カリキュラムの特徴についてみていく。まず大きな特徴として、セクシュアル・マイノリティの存在が前提として明記され、個性に応じた教育が保障されていることが指摘される。また、「多様性」という言葉が指し示す内容について、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、民族文化的、宗教的なバックグラウンドなど、多様性の中身を具体的に書き出していることも、大きな特徴として挙げられる。さらに、保健体育科教育において、すべてのタイプの暴力といじめ・ハラスメントの影響と予防についての学習が含まれることが明示されていることや、カリキュラムの目的を達成するために、教師、生徒、保護者がそれぞれ果たすべき責務が明示されており、特に「教師の責務」として、多様性を持った生徒が受け入れられる環境を整えることが明示されていることも、本研究の視点から、大きな特徴として指摘することができるであろう。

まず、「個性に応じた教育の保障」に関して、「教員は『男性』又は『女性』としてのアイデンティティを持たない、トランスジェンダー、又はジェンダー・ノンコンフォーミング（non-conforming）の生徒のニーズを認識し、考慮すべきである（p.54）」との記述があり、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されていることがわかる。また、「性別やジェンダー・アイデンティティに関わらず個人差を認め尊重することは、生徒の参加を促し、他者と協力し、尊重す

ることを生徒が学ぶ手助けとなる(p.54)」との記述もあり、保健体育の授業の目的を達成する上で、個々のセクシュアリティを尊重することが非常に重要としている。こうした記述からは、セクシュアル・マイノリティの存在を前提として、それを理由に排除することなく、その個性に対応した教育を保障していることが理解される。

インタビューを行った、ピール地区教育委員会インストラクショナル・コーディネーターのHubert Brardによれば、自身の性別の一致に戸惑いを持つ子がいる幼稚園では、「男子はこっち、女子はこっちと言わないように(指導します)。」といった配慮がなされているという。また、トロント大学オンタリオ教育学研究所教員養成プログラムで講師を務めるCarolyn Temertzoglouは、インタビューの中で「9年生になるとほとんどの学校で(保健体育は)男女別習になります。男女別の授業がほとんどの学校であります。これは私たちが検討対象にしないといけないことです。いったいこれが正しいやり方なのでしょうか。」と、保健体育の授業が9年生になるとほとんど男女別習で行われている現状に疑問を呈している。筆者らは「個性に応じた教育の保障」という観点に基づいた保健体育の授業のあり方については、男女共習が望ましいのか男女別習が望ましいのか、慎重に選択する必要があると考える。「性の多様性」ということからしてみると、性別を明確に二つに分ける男女別習という形ではなく、どのような性別の生徒も共に授業を受けられる男女共習の方が、「個性に応じた教育の保障」という観点に合致していると考えられる^(註4)。

次に、多様性が示す具体的な内容への言及としては、「包摂的、つまりインクルーシブな教育の原則に基づく環境の中に、すべての生徒、保護者、ケア提供者、そしてその他のスクールコミュニティの人々、これらの人々は、家系、文化、民族、性別、身体的又は知的能力、人種、宗教、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、社会経済的立場、あるいはその他の要因にかかわらず、歓迎され、含まれ、公正に扱われ、尊重される(p.67)」と明記されている。この部分は、とかく漠然としがちな「多様性」という言葉が意味するものを明確に示しているという点で、大きな意義がある記述と言えよう。

暴力、ハラスメントの防止については、「保健教育においては、健全な人間関係の勉強には、すべてのタイプの暴力といじめ・ハラスメントの影響と予防についての学習が含まれる。学習は、性差別、人種差別、階級差別、障がい者差別、サイズ差別、同性愛差別、ホモフォビア、トランスフォビアを反映するような行動の予防に焦点を当てる(p.66)」と、具体的に想像されうるあらゆる種類の差別に言及して、明確に暴力、ハラスメントの防止を記述している。

また、教師の責務については、「生徒が成功するためには、あらゆる身体の形、大きさ、能力、ジェンダー・アイデンティティと性的指向、そして文化的、人種的、宗教的背景を持つ生徒たちが受け入れられ、心地よく、ハラスメントを受けない環境をつくるのが必須となる(p.15)」として、教員がセクシュアル・マイノリティの生徒にとっても保健体育の授業が快適であるような環境を作る責務があることが、明確に示されている。

このように、オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムにおいては、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されたうえで、多様性を踏まえた教育が保障されるとともに、性差

別をはじめとしたあらゆる種類の暴力やハラスメントを防止し、誰もが心地よく、安全に授業を受けることができる環境を教師が作らなければならないことが明記されている。こうしたカリキュラムが作成された背景には、いわゆる多民族国家と呼ばれるカナダという土地柄、風土も大いにかかわっていると見えよう。とはいえ、この2015年改訂版保健体育カリキュラムは、すべての人に歓迎されたわけではなかった。本来、2010年に公布される予定であった本カリキュラムは、セクシュアル・マイノリティに関する記述をはじめ、ソーシャル・ネットワーク・サービスの使用を反映した性教育に関する事項などが盛り込まれていることもあり、一部の保護者や保守団体から強い反対の声が上がった。その結果、当時のオンタリオ州知事によってカリキュラム改訂が差し止められ、性に関連する部分を削除した「暫定版」が交付され、その後、2015年になってようやく当初のカリキュラムが交付されたという経緯がある。

この点に関して、ハミルトン・ウェントワース地区の小学校で保健体育の教諭を務めているHeather Gardnerによれば、1998年から行われていた、1年生の身体の各部位についての識別の学習について、この時期に保護者が新聞報道で知って、批判が起きたことを指摘している。また、ゲイとレズビアンという言葉がカリキュラムに入れるかどうかについても、一部の保護者から反対の声が上がり、全ての人々の合意が得られているわけではないという^(注5)。さらにGardnerは「これは保護者の不満として出たことの一つで、早すぎる、と言われたのです。生理のことを教えるのが早すぎだ」と述べ、カリキュラムにジェンダー・アイデンティティや性的指向に関する文言を入れることに対しての批判があったことを示している。

このように、文化的多様性を内包し、多様なセクシュアリティについても理解が深いとされるカナダにおいても、教育の場でこうした理念を明示することには大きな困難があったことも理解しておく必要があるだろう。筆者らが、この多文化主義という国家政策を持っている「カナダにおける権利と自由の憲章」がカナダの教育政策と密接につながっているのかについて確認したところ、Brardは次のように答えている。「(文化は)能力のことでもあります。というのも文化には深さがあります。性的指向のことでもあります。ゲイ文化でもあります。そのトランスセクシュアリティのことでもさえます。能力の文化の中では聴覚、視覚障がい、身体障がいのことでさえます。能力の文化の中では、聴覚、視覚障がい、身体障がいの人もセクシュアリティがあり、人種が、民族が、宗教が、あるいは非宗教があります。私の考えではカナダでは多文化主義があった。これは讃えられ、今多くのことを意味するように広がり始めていると思います。単に挙げられている社会、国籍、どこで生まれたか、ルーツだけではなく。それを使うことによって、社会での平等は権利、平等、公平の為のもっと多くのことをすくいあげることが可能です。」

IV. 日本への応用可能性

日本におけるセクシュアル・マイノリティを取り巻く環境の変化を踏まえると、日本の保健体育学習指導要領においても、オンタリオ州のカリキュラムのように、個性に応じた教育が保障さ

れるように方向づける必要があると言えよう。もちろん、日本とカナダの社会には相違があるため、オンタリオ州のカリキュラムをそのまま持ち込めばよいというわけではないものの、ここまで見てきたようなカリキュラムの理念や基本的な認識は十分に応用可能なものと考えられる。

セクシュアル・マイノリティ当事者の学校体育や部活動、日常的なスポーツ活動の経験をたずねた風間ほか(2011)やItani(2016)の研究からは、ホモフォビクなからかいの存在や男女別に分けられた施設の利用しにくさ、男女で異なるユニフォームや体操服がもたらす心理的障壁など、セクシュアル・マイノリティ当事者が体育やスポーツに参加しにくい状況が理解される。また、いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン(2014)がセクシュアル・マイノリティ当事者を対象として実施したWebアンケートの結果によれば、全回答者の68%は学校生活において「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験していたという。さらに、学校においては、当事者への直接的な暴力ではなくとも、セクシュアル・マイノリティについてのからかいや冗談などが少なからず見受けられるという。こうしたことから、まず必要になると考えられるのは、すべての人の学ぶ権利、学校生活を送る権利が縮小されないよう、誰もが安心・安全な環境で教育を受けることができる環境を作ることだと言える。そのためには、オンタリオ州のカリキュラムに示されているように、あらゆるタイプの暴力といじめ、ハラスメントを許さないという基本姿勢を明確にし、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないことを示すことが、日本の保健体育学習指導要領においても必要になるであろう。

また、日本はカナダほどのいわゆる多民族国家ではないが、それでもさまざまな国からやってきた人々が共に住み、生活している。学校もまた例外ではなく、文化的な多様性を持った児童・生徒が共に学ぶ場面が増えている。そうした面からも、性自認や性的指向だけでなく、人種や宗教、文化など、あらゆる面での多様性の存在を前提とした、オンタリオ州のカリキュラムの原則は、今日の日本においても生かされるべきであろう。

そして、これらの理念を着実に実行するためには、オンタリオ州のカリキュラムにおいて明確に示されていた教師の責務についても、日本の学習指導要領で明示しておくことが望ましいと言えよう。

V. 今後の課題

藤山ほか(2014)の研究においては、セクシュアル・マイノリティに関する知識や、身近な当事者の存在が、セクシュアル・マイノリティに対する偏見やフォビアを軽減する可能性が示唆されている。したがって、当事者の体育へのアクセスを妨げないためにも、児童・生徒のみならず教職員を含めた、すべての学校の構成員に対して、セクシュアル・マイノリティに対する認知の向上、理解の促進を図ることも必要となってくるであろう。すでに多くの学校で児童・生徒や教職員を対象にしたセクシュアル・マイノリティに関する研修が実施されているが、学習指導要領に認知の向上や理解の促進を明示することで、こうした流れが確固たるものとして定着すること

になると考えられる。

一方で、性にかかわる事柄はセンシティブな側面を持つこともまた事実である。Gardnerのインタビューからもうかがえるように、こうした取組に批判的な立場の人や、懸念を持つ人もいることを忘れてはならない。したがって、こうした取組を進める際には、一方的な理念の押しつけにならないよう、十分な配慮と対話が必要となる。その場合には、児童・生徒だけではなく、保護者に対しても、こうした取組がなぜ必要なのか、どのようなメリットを生むのかということの説明し、疑問や懸念には誠実に対応していく姿勢が欠かせないであろう。

最後に、本研究の今後の方向性として、2016年9月に実施した、オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムの制作に関わった研究者、教育関係者への聞き取り調査の結果について詳細に検証するとともに、その結果をもとに、オンタリオ州の教員の権利と義務に関する政策について、より詳細に検討を加え、日本の中学校学習指導要領の望ましい方向性を具体的に示すことにつなげていきたい。

注記

注1…毎日新聞2015年3月18日付夕刊15面。なお、2002年検定の高校家庭科の教科書において、初めてセクシュアル・マイノリティに関する記述が掲載された。

注2…トロントでのインタビュー調査については、7名のインタビューーに事前に連絡を取り、調査を実施した。以下にインタビューーの氏名、インタビュー実施日、インタビューーのインタビュー当時の肩書を列挙する。

- Tammy Shubat 2016年9月7日
Curriculum and School Based Health Resource Centre (CSBHRC), Healthy Active Living and the Health and Physical Education Curriculum プログラム・ディレクター
- TL McMinn 2016年9月8日
トロント大学オンタリオ教育学研究所カリキュラム・ティーチング・アンド・ラーニング学科 (Department of Curriculum, Teaching and Learning) 修士課程
- Hubert Brard 2016年9月9日
ピール地区教育委員会 (Peel District School Board) インストラクショナル・コーディネーター (Instructional Coordinator) 芸術、保健体育
- Heather Sykes 2016年9月10日
トロント大学オンタリオ教育学研究所カリキュラム・ティーチング・アンド・ラーニング学科准教授
- Jessica Wright 2016年9月12日
トロント大学オンタリオ教育学研究所ソーシャル・ジャスティス教育学科 (Department of Social Justice Education) 博士課程
- Carolyn Temertzoglou 2016年9月13日
トロント大学オンタリオ教育学研究所教員養成プログラム講師

・Heather Gardner 2016年9月13日

ハミルトン・ウェントワース地区 (Hamilton-Wentworth District School Board) 小学校教諭 (保健体育)、2010年からオンタリオ州教育省でカリキュラム作成チームとして勤務

インタビュー調査については、各人1時間～2時間実施した。なお、本研究計画は、コミュニティ福祉学部・研究科倫理委員会の審査を受け、承認を得ている。

注3…しかし、筆者らにはこの図に幾ばくかの問題が感じられた。この図で示唆しているところの「健康」は「health」であり、「wellness」とは捉えられない。さらには、障がい者、罹患者、高齢者が含まれているようには思われない。これらの点について、Brardに確認したところ、「その通りである。」との返事を得た。本カリキュラムの冒頭で紹介され、極めて内容を象徴的に説明するこの図についての配慮について、国内あるいは国外からの指摘が無かったのか、疑問に思えた。

注4…本稿では、カナダ・オンタリオのカリキュラムから日本への示唆を探るものだが、教育関係者へのインタビューからは、日本の方が進んでいると判断できる状況もあることを収穫として提示することができよう。

注5…Heather Gardnerは以下のように述べている。「まずは、1年生の、身体の各部位の識別の学習です。これは新たなものではなく、98年から盛り込まれていたのですが、今保護者が新聞報道で知って、いったいこれはなんだ、と。私達は色々調査を行って85%の教師がカリキュラムに賛成、保護者は90%が賛成でした。反対はほんの少数だったのです。子の身体部位識別の問題が一つ目です。もう一つはゲイとレズビアンという言葉がカリキュラムに入れるかどうかです。確か3年生か4年生を想定していたと思います。2人の母親を持つ子どもの例が使われていました。」

文献

- 藤山新ほか (2014) 「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」『スポーツとジェンダー研究 Vol.12』日本スポーツとジェンダー学会、pp.68-79
- 稲葉明子 (2010) 「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」『創価大学大学院紀要 32』創価大学大学院、pp.259-280
- いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン (2014) 『LGBTの学校生活に関する実態調査 (2013) 結果報告書』
<http://endomameta.com/schoolreport.pdf>
- Itani, S. (2016). Japanese Female and 'Trans' Athletes: Negotiating Subjectivity and Media Constructions of Gender, Sexuality, and Nation. Ph.D. diss., University of Tront.
- 風間孝ほか (2011) 「性的マイノリティのスポーツ参加—学校におけるスポーツ経験についての調査から—」『スポーツとジェンダー研究 Vol.9』日本スポーツとジェンダー学会、pp.42-52
- 良香織 (2010) 「家庭科におけるジェンダー／セクシュアリティに関わる教育実践の現状と課題—高校生と家庭科教師を対象とした調査から—」『日本家庭科教育学会誌53 (2)』日本家庭科教育学会、pp.82-91
- 松尾由紀子 (2013) 「学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究—1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析—」『静岡大学教育学研究 9』静岡大学、pp.17-38
- 文部科学省 (2015) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (通知)」2015年4月30日

発出、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

文部科学省（2016）『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

文部科学省（2015）『中学校学習指導要領』東山書房

文部科学省（2008）『中学校学習指導要領解説 保健体育編』東山書房

“人間と性”教育研究協議会（2001）『季刊セクシュアリティ第4号 さまざまな“性”を生きる』エイデル研究所

“人間と性”教育研究所編（2002）『同性愛・多様なセクシュアリティ 人権と共生を学ぶ授業』子どもの未来社

“人間と性”教育研究所編（2014）『季刊セクシュアリティ第65号 日本の性教育を展望する—世界の中の日本—』エイデル研究所

“人間と性”教育研究協議会（2015）『季刊セクシュアリティ第70号 エッセイ●性の多様性 虹の架け橋をわたる』エイデル研究所

Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8 <http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/health1to8.pdf>

Ontario PHE Curriculum 2015 G9-12 <http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/health9to12.pdf>

* 本稿は日本スポーツとジェンダー学会第15回大会における一般発表をもとに、大幅に加筆・修正したものである。

* 本稿は2016年度笹川スポーツ財団研究助成を受けて行われた研究成果の一部である。